

(3) 「船積確認登録（CCL）」業務における パッケージソフトでの業種チェック



2022年8月18日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

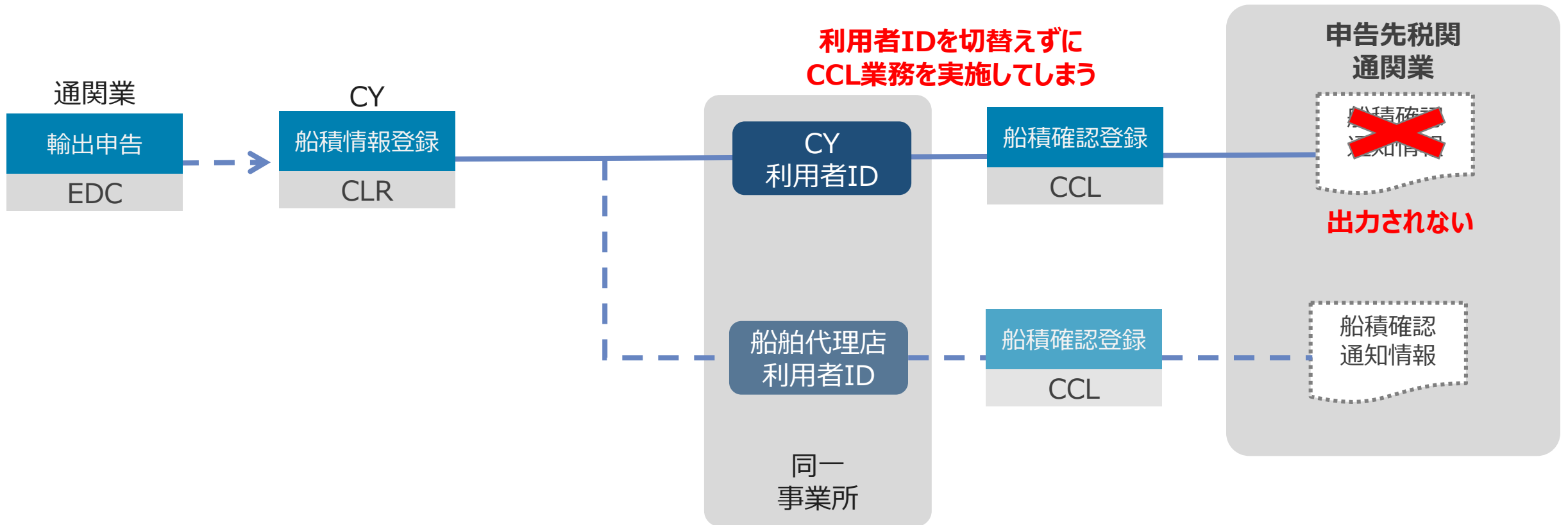
区 分	概 要
1. 検討項目	「船積確認登録（CCL）」業務におけるパッケージソフトでの業種チェック
2. 変更要望	<p>CY利用者により「船積確認登録(CCL)」業務が行われた場合、船積確認通知情報(SAT047)が通関業者に通知されない。</p> <p>船会社、船舶代理店以外がCCL業務を実施した場合でも、通関業者に船積確認通知情報を出力して欲しい。</p>
3. 次期仕様	<p>CCL業務を船会社・船舶代理店以外(CY・通関業・海貨業)の利用者IDでログインし実施する際に、船積確認通知情報が出力されない旨の注意喚起をメッセージをポップアップで通知する。</p> <p>※船会社・船舶代理店以外の者が、関税法施行令第15条第1項第1号に定める船長又はこれに代る者として認められないことから、CYは船積確認通知情報の出力を実施することはできない。</p>

現行仕様概要

船会社、船舶代理店以外でCCL業務が行われた場合、船積確認通知情報が通関業者に通知されない。

現行

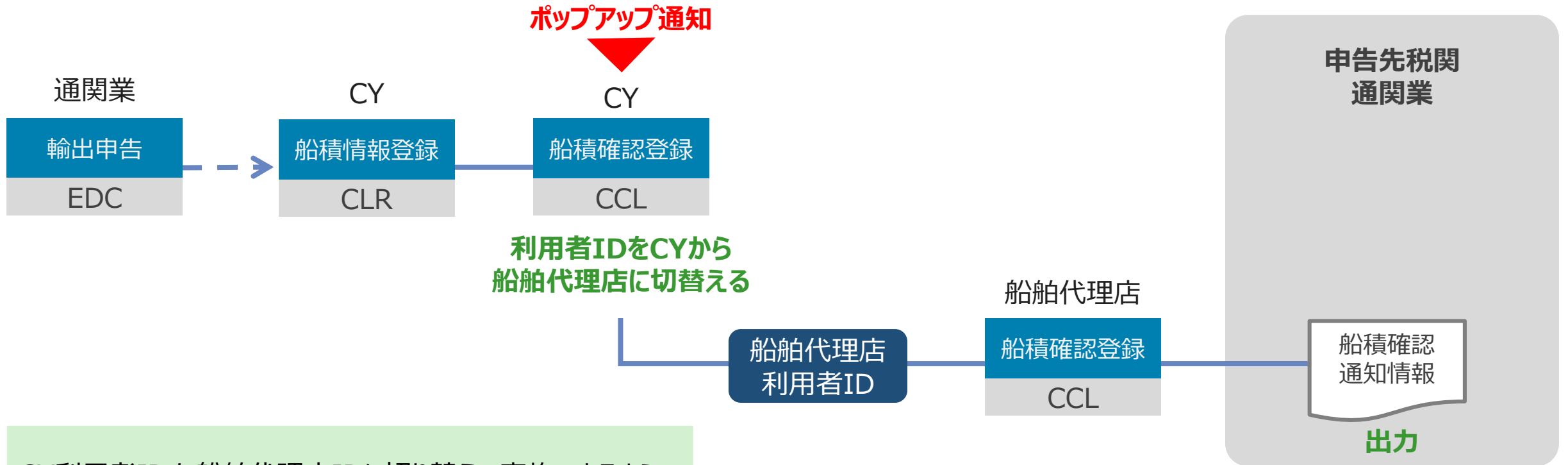
CCL業務実施者が船会社以外(CY利用者)の例



変更概要

CCL業務をCY利用者IDでログインし実施する際に、船積確認通知情報が出力されない旨の注意喚起をメッセージをポップアップで通知する。

次期 CCL業務実施者が船会社以外(CY利用者)の例



CY利用者IDを船舶代理店IDに切り替えて実施できるようにポップアップ表示を出力し、注意喚起を促す仕様に変更する

変更概要

CCL業務実施者が船会社、船舶代理店以外の場合はポップアップを表示する。

船会社、船舶代理店以外がCCL業務を実施しようとした場合、送信前にポップアップを表示して、送信の選択を可能とする。

業務送信者の利用者IDの下3桁（識別番号）の先頭1桁が特定の文字列（船会社「C」、船舶代理店「D」）**以外の場合**にポップアップを表示する。

ポップアップ出カイメージ

船積確認登録(CCL)業務

CCL 船積確認登録

ファイル(F) 表示(V)

積載船舶*

積出港*

航海番号*



業種 船会社でCCL業務を実施した場合

利用者IDの例 1ANACC0A

出力処理

船積確認
通知情報

業種 CYでCCL業務を実施した場合

利用者IDの例 2BNACB0A

画面イメージ(仮)

業務実施者確認

ログイン利用者は船会社、船舶代理店ではありませんが
このまま送信しますか？
※輸出申告を行った利用者、申告先税関に船積確認
通知情報が出力されません。

※パッケージソフトのみの対応です。



はい(Y)

出力しない
(現行仕様通り)



いいえ(N)

送信しない

業種 船舶代理店でCCL業務を実施

利用者IDの例 2CNACD0A

出力処理

船積確認
通知情報